

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和3年4月5日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. R3（〇〇〇〇土地改良区）の定期検査に関し指導した関係書類全部 2. 県が同改良区に検査に行った出張命令及び車使用届け全部 法人検査課、農林水産部〇〇」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年4月19日、実施機関は、本件請求に係る公文書のうち、「1. R3（〇〇〇〇土地改良区）の定期検査に関し指導した関係書類全部」については「令和3年4月2日付け法人第4号 土地改良法に基づく検査の結果について（通知）」（以下「公文書①」という。）と特定し、公文書公開決定処分を行った。「2. 県が同改良区に検査に行った出張命令及び車使用届け全部」（以下「公文書②」という。）については「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるため」とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年4月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和4年11月28日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

本来あるべき書類を改ざんしている。R3年2月3日から県は〇〇〇〇土地改良区に検査に入って、2月19日まで検査したと担当課及び〇〇〇〇土地改良区〇〇〇及

び〇〇〇と直接聞いた中で、県（担当者、〇〇）と確認した中で、情報公開請求したものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

〇〇総合県民局農林水産部〇〇は、審査請求人が本件請求で公開請求した文書を、令和3年2月15日から2月24日に法人検査課が実施した土地改良区検査の出張命令及び車両使用簿であると特定したが、当該の文書は保有しておらず、本件処分を行った。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和4年11月28日	諮問
令和7年 6月24日 第2部会（第24回）	審議
同 年 7月28日 第2部会（第25回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

本件請求に係る公文書のうち、「2. 県が同改良区に検査に行った出張命令及び車使用届け全部」（公文書②）について、実施機関は保有していないとして本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は、「あるべき書類」が存在する旨主張しているため、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、本件公文書は法人検査課が実施した土地改良区検査の出張命令及び車両使用簿であると特定したが、当該の文書は保有していないとのことである。

徳島県では、知事の権限に属する事務の委任に関し、徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号）を定めており、組合員が150人未満かつ土地改良法第5条第1項に規定する一定の地域の面積が100ヘクタール未満の土地改良区に係る定期的な検査に関する事務の処理については、知事から徳島県東部農林水産局長と総合

県民局の長に委任されている。

しかし、〇〇〇〇土地改良区はこの規定には該当せず、〇〇総合県民局長は同土地改良区に係る検査の権限を有していないため、〇〇総合県民局農林水産部〇〇では当該検査に係る事務を行っていない。

検査に係る事務を行っていないのであれば、検査に行った出張命令及び車両使用簿を保有していないことは明らかである。

以上により、実施機関の説明に不合理な点はなく、実施機関が行った本件処分は妥当であると認められる。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	